

# 製造業における労働災害が増加しています！

飯田労働基準監督署

令和8年第1四半期（1月～3月）における製造業の労働災害（休業4日以上）が対前年比で**250%**増加しています。

・業種では**食料品製造業**において多く発生

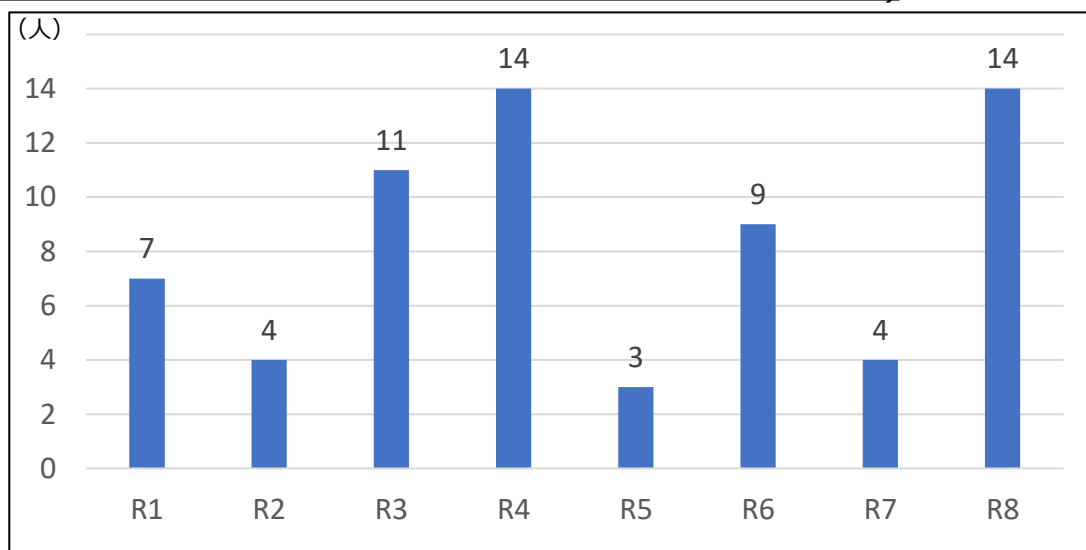
（製造業全体の死傷者数14人中、食料品製造業は7人）

・事故の型別では以下の災害が増加

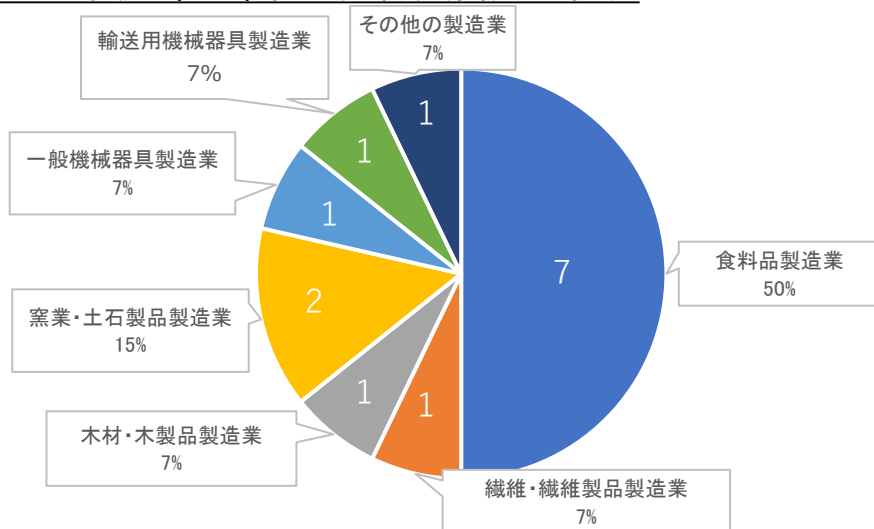
**転倒** 5人（うち、滑りが4人）

**はさまれ・巻き込まれ** 5人

製造業における労働災害の発生状況（R1～R8の各第1四半期）

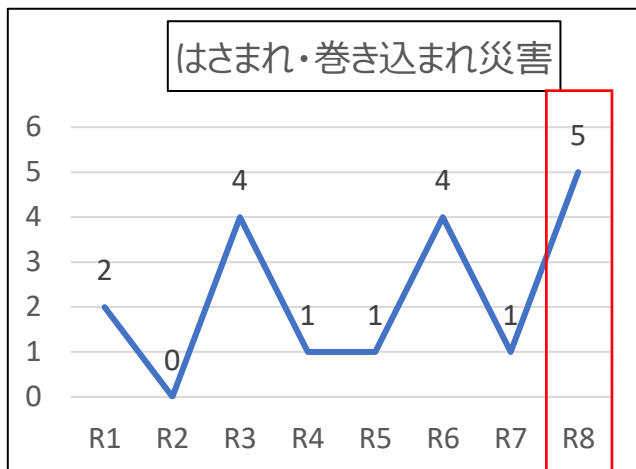
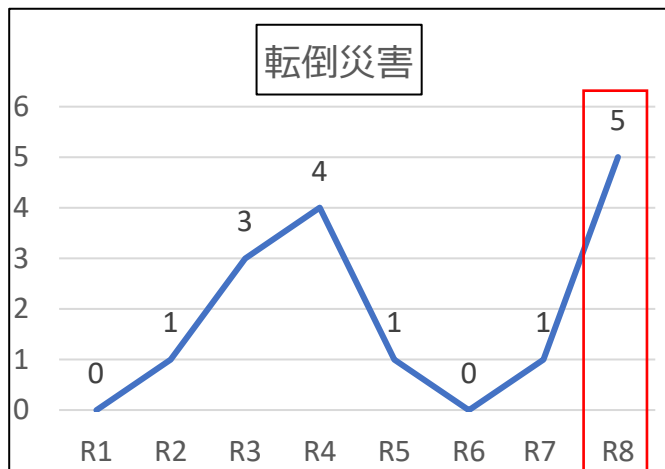


令和8年における製造業の業種別労働災害発生状況





# 「転倒」、「はさまれ・巻き込まれ」による災害は令和元年以降、最多となっています



## 災害事例（転倒、はさまれ・巻き込まれによるもの）

### ○転倒

発生月	業種	発生状況の概要
1月	窯業・土石製品製造業	作業前に屋外の通路で建物へ歩いて向かう途中、凍結した路面で足を滑らせて転倒した。
1月	食料品製造業	駐車場から工場に移動中、路面が凍結しており、足を滑らせて転倒した。
2月	輸送用機械器具製造業	敷地内の廃段ボール置き場に両手で段ボールを持って移動中、夕方の薄暗い時間で凍結していた路面が見えにくく、足を滑らせて転倒した。
3月	食料品製造業	漬物加工作業場において、手を洗うために水道に向かった際、床が濡れて滑りやすくなっており、足を滑らせて転倒した。
3月	木材・木製品製造業	工場内でフォークリフトにポリタンク（約18kg）で軽油を給油中、バランスを崩して左ひざを捻って転倒した。

### ○はさまれ・巻き込まれ






発生月	業種	発生状況の概要
1月	一般機械器具製造業	工場通用口で、一人で鉄の切粉が入っているバケツを屋外へ搬出するため、間口が少々狭い通用口を通過しようとしたとき、切粉バケツの取っ手を両手で握って、勢いよくバケツを引いたところ、通用口の縁に左手親指をぶつけた。
1月	食料品製造業	工場内にて、自動包装机で印字を行っていた際、誤投入された袋を取り除こうとし、アームに親指の付け根を挟まれた。
2月	食料品製造業	工場内で、ホッパー壁面のあんこをホッパー下部の計量シリンダーに押し込んでいた際に、指がシリンダー内にある状態でシリンダーを動かし、右手人差し指を挟まれた。
2月	繊維・繊維製品製造業	工場内で鉄製の蓋（重さ約20kg）を閉鎖する作業をしていた際、バランスを崩して急に閉鎖し左手薬指を挟んだ。
3月	食料品製造業	餅菓子がトレーに自動に入りいっぱいになった時点でトレーを受け取り別の場所のラックに差し込む作業を行っているときに、トレーを自動で動かす為のチェーンとギアの部分に右親指先端が巻き込まれた。

# 転倒災害の防止について

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています。

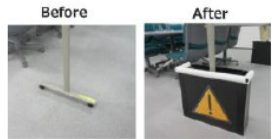
転倒災害は不注意によるものとされるなど防止対策が軽視されがちですが、原因をよく分析し、それに基づいた対策を講じれば転倒のリスクを低減することは可能です。

## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策





- (なし) 何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒  
➢ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入
-  作業場・通路に放置された物につまずいて転倒  
➢ バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
-  通路等の凹凸につまずいて転倒  
➢ 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
-  作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒  
➢ 適切な通路の設定  
➢ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
-  作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒  
➢ 設備、什器等の角の「見える化」
-  作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒  
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い  
➢ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



職場3分  
エクササイズ



## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

-  凍結した通路等で滑って転倒  
➢ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する
-  作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒  
➢ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。  
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）
-  ウェットエリア（食品加工場等）で滑って転倒  
➢ 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）  
➢ 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工  
➢ 隣接エリアまで濡れないよう処置
-  雨で濡れた通路等で滑って転倒  
➢ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



## 無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

- 中央労働災害防止協会が実施している中小規模事業場安全衛生サポート事業では、無料で専門家を事業場等に派遣して安全衛生面でのチェックを行っています。
- 長野産業保健総合支援センターでは、転倒災害・腰痛災害対策に取り組む事業場に対して、理学療法士等が無料で職場に訪問し支援を行っています。



中央労働災害  
防止協会



長野産業保健  
総合支援センター

# はさまれ・巻き込まれ災害の防止について

はさまれ・巻き込まれ災害は動力機械、運搬機械などの機械設備によるものが多く発生しており、発生状況を見ると、機械の清掃やトラブル発生時などの非定常作業時に発生しているものが多くなっています。

## 機械の災害防止3原則

- ①**本質安全化の原則** 危険源を除去または人に危害を与えない程度にすること  
(例) 機械への加工物の供給、取出し、加工等の作業の自動化する
- ②**人との隔離の原則** 人と機械の危険源が接近、接触できないようにすること  
(例) カバー、柵、囲いなどで機械の可動範囲に身体の一部が入らないようにする
- ③**機械の停止の原則** 接触前に機械の危険源を停止することで危険源でなくすること  
(例) 不具合時の確認や清掃などは機械を停止する  
機械の可動範囲に身体が入れば機械を停止するインターロックを設ける

機械設備による労働災害防止のため、3原則を徹底・推進しましょう！

## ☑ はさまれ・巻き込まれ災害防止のためのチェックリスト

チェック項目（一般共通事項）		
1	回転軸、歯車、プーリー、ベルトなどに覆い、囲い等を設け、有効に保持されていますか	<input type="checkbox"/>
2	上記のほか、安全カバーや安全装置は常に、有効な状態に保持されていますか	<input type="checkbox"/>
3	非常の場合に直ちに運転を停止することができるよう、非常停止装置、急停止装置を設けていますか	<input type="checkbox"/>
4	共同で機械作業を行うときは、合図を定めて合図者が合図を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	頭髪や被服が機械に巻き込まれるおそれのない作業服装で作業をさせていますか	<input type="checkbox"/>
6	機械の取扱い、安全衛生上の注意事項について教育を実施していますか	<input type="checkbox"/>
7	労働者の危険認識を高めるためのK Y活動等を実施していますか	<input type="checkbox"/>
チェック項目（非定常作業時）		
1	機械の清掃、点検、修理等を行うときは機械を完全に（惰性運動が終わるまで）停止させていますか	<input type="checkbox"/>
2	機械の清掃、点検、修理等行うときは操作盤等に運転を禁止する表示を行っていますか	<input type="checkbox"/>
3	機械トラブル等の非定常作業に係る対応方法を定めていますか	<input type="checkbox"/>